

行政相談
 (国の行政全般についての苦情相談、意見)
 4月28日(水)
 午後1時～3時
 役場1階 市民相談コーナー
 担当 行政相談委員
 生活あんしん室 ☎403

消費生活相談
 (契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)
 日 月 金曜日(祝日等は除く)
 時間 午前8時30分～午後5時15分
 場所 役場1階 消費生活センター
 生活あんしん室 ☎403



岡部 健二



丸岡 庸一郎

住宅相談
 (新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー)
 4月16日(木)
 午後1時30分～3時
 場所 リリックおがわ談話室
 担当 今月の相談員

人権相談
 (いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシー侵害、強制・強要)
 4月28日(火)
 午前10時～午後3時
 場所 リリックおがわ談話室
 担当 人権擁護委員
 総務課 人権推進担当 ☎352

教育相談
 (子供の教育上の諸問題)
 日 月 金曜日(祝日等は除く)
 時間 午前9時～午後4時30分

法律相談
 (不動産、離婚、労働、交通事故)
 4月21日(火)
 午前9時30分～正午
 場所 役場1階 生活あんしん室
 担当 弁護士
 数 6人
 申 事前予約
 問 生活あんしん室 ☎403

相続等相談
 (相続、離婚関係)
 4月10日(金)
 午前9時～正午
 場所 役場1階 市民相談コーナー
 担当 行政書士
 申 不要(当日の受付順)
 協 埼玉県行政書士会東松山支部
 問 生活あんしん室 ☎403

債務整理・成年後見・相続登記等相談
 4月17日(金)
 午後1時～3時
 場所 役場1階 市民相談コーナー
 担当 司法書士
 問 生活あんしん室 ☎403

身近な就職相談
 4月1日(水)・15日(水)
 午前9時～午後4時
 場所 役場1階 市民相談コーナー
 担当 就職相談員
 申 事前予約(空きがあれば当日受付可)
 問 産業観光課 ☎231・232

知的障害者相談
 いつでもお電話ください。
 担当 相談員 田中由美子 ☎72-7245

身体障害者相談
 いつでもお電話ください。
 担当 相談員 安野育男 ☎73-12221
 相談員 菊地一雄 ☎73-0054

高齢者総合相談
 ○介護保険の要支援1・要支援2の認定者で介護保険サービスを希望する時
 ○虐待や悪質な業者等にだまされた方、だまされそうな方を発見した時
 ○介護や福祉の相談
 日 月 金曜日(祝日等は除く)
 時間 午前8時30分～午後5時15分
 場所 社会福祉協議会(地域包括支援センター)
 ☎74-3461 他介護や福祉についての相談は、『さくらぎ苑在宅介護支援センター』 ☎72-7032でも実施中。

4月の日本語教室（無料） 日本語が母語でない方へ

日本語を学びたい人は、一緒に勉強しましょう。

日 時 昼の部 13日(月)・20日(月)・27日(月) 午前10時～12時
 夜の部 13日(月) 午後7時～9時

場 所 リリックおがわ 1階談話室2

問 合せ 政策推進課 広報広聴担当 電話 内線354



ご厚意の寄附
 ありがとうございます

●小川町へ
 平成27年
 小川町成人式
 実行委員会 様
 53,345円

問合せ
 政策推進課 財政担当
 ☎(内)222

固定資産税には
 縦覧・閲覧制度があります

縦覧制度
 土地と家屋の価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供する制度です。納税者(課税対象者)であれば、自分の所有する土地や家屋の価格を他の土地や家屋の価格(所有者の記載はありません)と比較して縦覧することができます。
 期間 4月1日(水)～6月1日(月)
 午前8時30分～午後5時15分
 *土・日・祝日を除く

閲覧制度

納税義務者(町内に固定資産を所有する方)が、自分の資産について固定資産課税台帳に記載された部分を閲覧できるとともに、借地・借家人についても、借地・借家の対象となっている土地・家屋について課税内容を閲覧できます。借地・借家人の方は、閲覧の際に賃貸借契約書等の関係書類をご持参ください。
 期間 通年 *土・日・祝日を除く
 場所 縦覧・閲覧ともに税務課
 問 合せ 税務課 資産税担当
 ☎(内)128・130

相談日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等は除く)
 場所：役場1階 消費生活センター ☎(内)334・403

消費生活
 相談

ペットの購入は慎重に！～健康状態等を確認しましょう～

【事例1】 ペットショップのホームページHPで見た子犬を気に入り、近くのショップに運んでもらった。子犬を見に行くと、店員から「元気な子犬です」と言われたので購入した。ワクチン代、メディカルチェック代を含めた代金107,800円を支払い、その日に連れて帰った。子犬は夕方から咳が出始めたので、翌日に動物病院で診てもらおうと、潜伏期間が1～2週間ある感染症と診断された。ショップに苦情を言ったところ、「引渡し後に出た病気には責任がなく、治療費は支払えない」と言われた。治療費の請求はできないのか。(40代女性)

【事例2】 3か月前にホームセンターで「オス」のウサギを8,200円で購入した。最近、病気になり動物病院で診察を受けたところ「メス」であることが分かった。そのことをホームセンターに連絡したら謝罪され、購入額を返金するか、同額のケージ(かご)を渡すと言われた。その場合、ウサギは返さなくてはならないか。また、避妊手術をするには30,000円以上かかる。手術代を請求したい。(20代女性)

近年、癒しや愛情を注ぐ対象として犬や猫等のペットを購入する人が増えています。購入後にペットが病気に感染していたり、先天的な障害を持っていることが分かったりなど、ペットに関する契約トラブルが発生しています。動物愛護法には「動物の所有者は、できる限り、動物がその命を終えるまで正しく飼い続けるよう努めなければならぬ」と明記されています。ペットを購入する際には健康状態等の確認を慎重に行うようにしてください。

消費者へのアドバイス

- ①ペット(哺乳類、鳥類、爬虫類)の販売は、動物愛護法に基づく登録事業者しか認められていません。ペットショップには登録番号等を記載した「標識」が掲げられています。
- ②ペットは「命のある生き物」です。ペットを大切な家族の一員として迎え入れ、飼い主として終生飼育できる環境(飼育禁止マンションではない、家族の同意を得られるか等)にあるかどうか事前に検討してください。
- ③契約する前には、事業者からペットの性質や成長時の大きさ、飼育方法を聞くとともに、ペットの健康状態やワクチンの接種状況等をよく確認しましょう。
- ④契約後トラブルにあったら、消費生活センターに相談してください。